

石川県スキー連盟
規約・規程・内規 一覧

	名 称	制定日	最終改正日	備 考
①	規約	S36. 11. 21	R2. 10. 24	全面改正
②	役員選出に関する内規		R2. 10. 2	一部改正
③	専門部会規程	S57. 10. 23	R2. 10. 2	一部改正
④	表彰規程	H14. 5. 25	R2. 10. 2	一部改正
⑤	コンプライス委員会規程	R2. 10. 2		制定
⑥	懲戒処分規程	R2. 10. 2		制定
⑦	代表選手選考規程	R2. 10. 24		制定

石川県スキー連盟 規約

第1章 名 称

(名 称)

第 1 条 本連盟は、石川県スキー連盟と称し、英文名では Ski Association of Ishikawa (略称 S A I) という。

第2章 事 務 所

(事 務 所)

第 2 条 本連盟は事務所を石川県白山市道法寺町イ 5 9 番地におく。

第3章 目 的

(目 的)

第 3 条 本連盟は、石川県におけるスキー及びスノースポーツ (以下「スキー」という) の団体を統合し、スキー競技の促進とスキーの研究指導とスキーの普及、振興をはかり、もって県民のスポーツ文化の進展および心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4章 事 業

(事 業)

第 4 条 本連盟は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益財団法人石川県体育協会および公益財団法人全日本スキー連盟 (以下「S A J」という) に県スキー界を代表して加盟
- (2) 所属団体に所属する会員の S A J への会員登録、競技者登録、資格登録
- (3) 所属団体の強化発展と相互の連絡融和
- (4) スキー競技選手の育成強化とスキー指導者の養成
- (5) 各種スキー競技会の開催および後援
- (6) 各種公認スキー競技会等に対する本県代表者の選考及び派遣
- (7) スキー学校の S A J への公認申請と認定・指導
- (8) スキー普及のための各種講習会、検定会の開催およびスキー学校の開設
- (9) スキー障害の防止及び安全対策を樹立し、スキーヤーの安全を図る
- (10) スキー施設の充実、普及
- (11) スキーに関するあらゆる調査、研究
- (12) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第5章 所 属 団 体

(構 成)

第 5 条 本連盟は、第 3 条の目的および第 4 条の事業に賛同する、県内のスキー団体、高等学校体育連盟、中学校体育連盟及びジュニアスキークラブをもって組織する。

(加盟、脱退、除名)

第 6 条 スキー団体の加盟、脱退または除名は評議員会の決議による。但し、所属については理事会が仮承認することができる。

(所属の方法)

第 7 条 本連盟に新たに所属しようとする団体は、申込書 (団体名、役員および会員名を記載) に規約等を添付し、規定の新規加盟金を添えて会長あてに申し込み、評議員会の承認を得るものとする。

(負担金、登録)

第 8 条 所属団体は、毎年指定期日までに加盟団体負担金を納入しなければならない。

- 2 所属団体の会員は、S A J の会員登録をするものとする。同時に所属団体は所属会員の会員登録、競技者登録 (S A J、F I S、S A I)、資格登録等を取りまとめ本連盟の承認を受けるとともに、登録料を納入しなければならない。
- 3 所属団体の会員で公認資格を受験する者は、本連盟を通じ S A J に登録をしなければならない。
- 4 所属団体は、所属団体負担金の納入を怠った場合には本連盟を脱会したものとみなす。

(所属団体の権利)

第 9 条 所属団体は代表 (評議員) をもって評議員会に参加するものとする。

- 2 所属団体は本連盟主催又は後援の各種行事にその所属会員を参加させるものとする。

(所属団体の義務)

第10条 所属団体とその所属会員は本規約並びに諸規定及び評議員会の決定に従わなければならない。

2 所属団体は本連盟主催又は後援の各種行事にその所属会員を参加させるものとする。

第11条 所属団体は本連盟に対し、次の報告義務をおこなうものとする。

(1) 評議員の氏名、住所に変更があった場合は、直ちに報告するものとする。

(2) 名称、規約(変更があった場合)、代表者、連絡者(氏名、現住所)、事務所所在地及び電話番号、事務担当者氏名については毎年7月末日までに報告するものとする。

第6章 協賛会員

(協賛会員)

第12条 本連盟の目的に賛同し、事業遂行に協力するものを協賛会員として、会長が委嘱する。

2 協賛会員は、毎年事業開始前に募集し協賛会員会費を納めるものとする。

第7章 会 計

(収 入)

第13条 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 新規加盟金および所属団体負担金

(2) 登録料

(3) 事業に伴う収入

(4) 協賛会員会費

(5) 県または公共団体等から交付され補助金

(6) 寄付金

(7) その他の収入

第14条 新規加盟金、加盟団体負担金、登録料および維持会費の金額は、評議員会において決定する。

第15条 本連盟の資産は会長が管理し、事業遂行に要する費用は前条の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本連盟の会計年度は、8月1日から始まり、翌年7月31日に終わる。

(予 算)

第17条 本連盟の事業計画に伴う収支の予算は理事会が編成して評議員会の決議を得ることを要する。

(決 算)

第18条 本連盟の収支決算は監事の監査を経て、評議員会に報告し、その承認を得ることを要する。

(余剰金)

第19条 会計年度の終わりにおいて余剰金があるときは、これを積立金および翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第20条 本連盟は評議員会の決議により、特別会計を設けることができる。

第8章 役 員

(役 員)

第21条 本連盟は次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
評 議 員	各所属団体より1名
理 事 長	1 名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員を選任)

第22条 会長及び副会長は、評議員会において選任する。また会長推薦の副会長を置くことができる。

第23条 評議員は、所属団体各1名とする。

2 所属団体は、本連盟登録会員中から1名の評議員を推挙し、会長がこれを委嘱する。ただし、高体連及び中体連の評議員は、本連盟登録会員でなくてもよい。

3 会長、副会長、理事は評議員を兼ねることはできない。評議員がこれらの役員に選出されたときはその所属団体は別に1名の評議員を選出するものとする。

第24条 理事は、所属団体所属会員の中より地域ブロック、専門部会及び高体連・中体連および会長の推薦により選出し評議員会の承認を得て定める。

第25条 理事長、副理事長、常任理事は、理事会において理事の互選とする。

第 26 条 監事は、所属団体所属会員の中より会長が推薦し評議員会の承認を得て定める。

(役員 の 職務)

第 27 条 会長は、本連盟を代表して会務を総理する。副会長は、会長を補佐し会長の事故及び欠けたる場合はこれを代行する。

第 28 条 評議員は、一個の議決権を有する。

2 評議員は評議員会を構成し、別に定める重要事項を審議議決する。

第 29 条 理事は、評議員会の決議に従い会務を処理する。

第 30 条 理事長は、理事会の決するところに従い会務を執行する。また理事長は事務局を統括する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。緊急を要する事項で理事会に諮る時間のないときは、理事長は常任理事に諮り、これを執行することができる。但し、この場合は次の理事会でその承認を得るものとする。

第 31 条 常任理事は、理事長を補佐し常務を執行する。

第 32 条 監事は、会計及び業務を監査する。

(役員 の 任期)

第 33 条 役員 の 任期は 2 年とし、春季の評議員会において改選する。但し再選を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、第 21 条より第 25 条までの規約に従って夫々選出することができる。

但し、評議員会の議決を要する補欠役員については、理事会において仮承認することができる。

この場合は次の評議員会でその承認を得るものとする。

3 補欠役員 の 任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員 の 任期は、他の役員 の 残任期間と同様とする。

4 役員は任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(名誉会長、顧問、アドバイザー、会賓)

第 34 条 本連盟に、名誉会長、顧問、アドバイザー及び会賓を若干名置くことができる。

2 名誉会長は、本連盟の会長であった者で理事会および評議員会において推薦し、会長が委嘱する。名誉会長は、重要事項について会長に意見を述べることができる。

3 顧問は、本連盟に特別功労があった者のうちから理事会および評議員会において推薦し、会長が委嘱する。顧問は、会長の諮問詰問に応ずる。

4 アドバイザーは、本連盟の役員を 2 期以上努める本連盟に功労のあった者で、理事会および評議員会において推薦し、会長が委嘱する。アドバイザーは、評議員会等に出席し意見を述べることができる。

5 会賓は、本連盟の役員を 2 期以上努めるか本連盟に功労のあった者で、理事会および評議員会において推薦し、会長が委嘱する。会賓は、評議員会に出席し意見を述べることができる。なお、本連盟の役員および専門部会の部員は会賓を兼ねることはできない。

第 9 章 系統団体役員

(役 員)

第 35 条 本連盟の系列団体へ次の派遣役員を置くことができる。

全日本スキー連盟評議員	1 名
S A J 東海北陸ブロック評議員	2 名
S A J 東海北陸ブロック専門部委員	若干名
中部日本スキー大会組織委員	2 名
石川県体育協会 理事、評議員、県体委員	各 1 名

2 前項役員は理事会において役員の中から推挙され、夫々系列団体会議への代表並びに役員となる。

第 10 章 会 議

(評議員会)

第 36 条 評議員会は本連盟の最高決議機関である。

第 37 条 評議員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 本規約の、変更又は廃止に関すること
- (2) 役員 の 推挙並びに選出に関すること
- (3) 予算並びに決算に関すること
- (4) 所属団体に関すること
- (5) 事業報告と事業計画に関すること
- (6) その他決議を要する重要な事項

第 38 条 評議員会は、会長が年 2 回招集する

2 会長が必要と認めたととき、または評議員総数の半数以上から請求のあったとき、会長は臨時にこれを招集しなければならない。

3 評議員会を何らかの事情により招集できない場合は、評議員会の構成者の了解のうえ、会長の判断により書面による議決を諮ることができる。

第 39 条 評議員会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常務理事・各専門部会本部長及び評議員で構成し、会長または会長の指名した者が議長となる。

2 会長は必要と認めた理事及び役員の出席を要請することができる。

第 40 条 評議員会は、評議員総数の 3 分の 2 以上（委任状を含む）の出席を持って成立する。但し、同一議事に関し再度招集した場合はこの限りではない。

2 評議員会に出席できない評議員は、その所属団体会員に委任し議決権を行使することができる。

第 41 条 評議員会は、出席評議員の過半数の同意をもって決定する。可否同数のときは議長がこれを決める。

第 42 条 評議員会を招集するときは、少なくとも 2 週間前に日時、場所、議案を明記した招集状（電子媒体によることも可）に、よらなければならない。但し、会長が緊急の必要があると認めて臨時に招集するときはこの限りでない。

2 評議員会に出席する評議員の旅費は、その所属する所属団体の負担とする。

第 43 条 評議員は評議員会に提案する事項を、毎年 7 月末までに、その議案並びに内容を会長宛に提出しなければならない。但し、会長が緊急の必要があると認めた事項はこの限りでない。

第 44 条 理事、監事、アドバイザー及び各委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

（ 理事会 ）

第 45 条 理事会は本連盟の執行機関である。

第 46 条 理事会は、次の会務を審議、執行する。

- (1) 事業執行に必要な事項に関すること
- (2) 評議員会に提案する事項に関すること
- (3) 評議員会の決定事項の執行
- (4) 諸規程の設定、変更又は廃止に関すること
- (5) 規約、諸規程、その他すべての決定事項の周知徹底
- (6) 新所属団体の仮承認に関する事務処理と登録事務
- (7) 会議準備、特に協議事項の処理と議案作成
- (8) 専門部会員の選出・委嘱とその調査研究事項
- (9) その他議決を要する事項

第 47 条 理事会は、年 2 回会長が招集する。また、必要に応じ臨時理事会を会長が招集することができる。但し、理事 3 分の 1 以上により会議の目的を示し請求があったときは、直ちにこれを招集しなければならない。

2 理事会を何らかの事情により招集できない場合は、理事会の構成者の了解のうえ、会長の判断により書面による議決を諮ることができる。

第 48 条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、理事長は議長となる。

第 49 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。但し、同一議事に関し再度招集し場合はこの限りでない。

第 50 条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって決する。また、可否同数のときは議長がこれを決める。

第 51 条 理事会の招集は、少なくとも 1 週間前に日時、場所、議案を明記した招集状（電子媒体によることも可）によらなければならない。

第 52 条 理事会に監事、アドバイザーの出席を要請することができる。

（ 常務理事会 ）

第 53 条 常務理事会は、常時会務を処理するとともに次の業務を行う。

- (1) 本連盟の運営に関すること
- (2) スポーツ庁が制定した一般スポーツ団体向けガバナンスコードに関すること
- (3) その他協議を要する事項

第 54 条 常務理事会は、理事長が随時これを招集する。

2 常務理事会を何らかの事情により招集できない場合は、常務理事会の構成者の了解のうえ、会長の判断により書面による議決を諮ることができる。

第 55 条 常務理事会は、会長、副会長及び理事長、副理事長、常務理事をもって構成し理事長は議長となる。

第 56 条 常務理事会の議事は、出席常任理事の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決める。

第 57 条 常務理事会に監事、アドバイザーの出席を要請することができる。

第11章 専門部会、特別委員会及び事務局

(専門部会)

第58条 本連盟の事業遂行のため、理事会内の部門別執行機関として、専門部会を置く。

第59条 専門部会の部会長は理事長が務め、副部会長を若干名置くものとする。

第60条 専門部会として、総務本部、競技本部、教育本部、安全対策本部 (以下「各本部」という) を設ける。

2 各本部には、業務内容に応じ部を置き、部には必要に応じ委員会を設けることができる。

第61条 各本部には、専門部門を統括する本部長を置く。本部長は、理事の中から選出し常任理事となる。但し、会長が認める場合、必要に応じ登録会員内より本部長を置くことができる。

2 各専門部の部長及び委員の資格は、本連盟理事及びS A J公認資格者を優先して、必要に応じ登録会員中より理事会にて選出する。

第62条 各専門本部の組織及びその任務については、別に定める規程による。

(特別委員会)

第63条 本連盟は、事業遂行・組織強化を図るうえで、特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会の設置、解散については、評議員会の承認を得て定める。

(事務局)

第64条 本連盟の事務を処理するために、事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

第12章 補 則

(内 規)

第65条 本規約に関する内規については、別にこれを定める。

附 則

本規約は、昭和36年11月24日から実施する。

昭和47年11月1日	一部改正	平成2年10月13日	一部改正
昭和49年11月10日	〃	平成5年5月29日	〃
昭和51年11月11日	〃	平成12年10月28日	〃
昭和52年11月12日	〃	平成13年10月27日	〃
昭和53年5月28日	〃	平成19年10月20日	〃
昭和55年10月11日	〃	平成21年10月24日	〃
昭和57年6月12日	〃	平成23年10月29日	〃
昭和57年10月23日	〃	平成28年6月25日	〃
昭和61年5月24日	〃	令和2年10月24日	全面改正
昭和63年5月24日	〃		

石川県スキー連盟 役員選出に関する内規

第1条 石川県スキー連盟規約第65条に基づき内規を定める。

第2条 役員の数、下記によるものとする。

副会長	6名以内
理事長	1名
副理事長	4名以内
常任理事	6名以内
理事	43名以内（理事長、副理事長、常任理事を含む）

第3条 理事の構成は、下記によるものとする。

地域代表理事	11名以内
専門部会代表理事	15名以内
高体連代表理事、中体連代表理事	各 1名
会長推薦理事	15名以内

第4条 地域代表理事の選出方法については、所属団体を白山・金沢・県南・県北の4ブロックの地域とし各ブロックに2名選出するものとする。但し、白山ブロックは1名、金沢ブロックは2名を追加する。

- 2 地域代表理事は次期選出の際に各地域の代表者となり、各地域代表理事を選考し選出する。
- 3 地域ブロックは、次のとおりとし所属団体の詳細は、別途に所属団体名簿による。

(1) 白山ブロック

白山市、野々市市に位置する所属団体

(2) 金沢ブロック

金沢市に位置する所属団体

(3) 県南ブロック

小松市、能美市、加賀市、川北町に位置する所属団体

(4) 県北ブロック

かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、内灘町、津幡町、宝達志水町、志賀町、中能登町、穴水町、能登町に位置する所属団体

第5条 本内規の変更、廃止は、理事会の議決による。

附 則

この内規は、 から施行する。

令和2年10月 2日 一部改正

石川県スキー連盟専門部会規程

(根 拠)

第 1 条 本規程は、石川県スキー連盟規約第 5 8 条の規定にもとづき、専門部会の会務遂行に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 専門部会は、評議員会および理事会の決議にもとづき、本連盟の事業執行について、その円滑な運営に協力することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 専門部会は、総務本部、競技本部、教育本部、安全対策本部(以下『各本部』という。)および各本部に所属する部ならびに委員会で組織する。

(部、委員会)

第 4 条 各本部に所属する部および委員会の新設ならびに改廃は、理事会の議を経て定める。

(部 会 長)

第 5 条 専門部会の部会長は、理事長があたる。

(専門部会)

第 6 条 専門部会の部員は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

2 各本部には、本部長および副本部長をおき、部および委員会には、部長、副部長および委員長をおく。

3 各本部には、会計責任者をおく。

(定 足)

第 7 条 専門部会の定員は、各本部の業務内容に応じ、理事会において定める。

(任 期)

第 8 条 専門部会の部会長および部員の任期は、本連盟の役員の任期と同一とする。

2 補欠または増員により選任された者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(会 議)

第 9 条 各本部の会議は、本部長が招集する。

(業務分掌)

第 10 条 各本部は、次の業務を分掌する。

(1) 総務本部

- ① 評議員会、常務理事会および理事会に関すること
- ② コンプライス委員会の事務に関すること
- ③ 各種登録に関すること
- ④ 所属団体の加盟および脱退に関すること
- ⑤ 経理に関すること
- ⑥ 文書の作成・保管に関すること
- ⑦ 上部団体、所属団体およびスキー場協会との連絡および調整に関すること
- ⑧ 所管備品の管理に関すること

(2) 競技本部

- ① 競技スキー大会に関すること
- ② 選手の強化および派遣に関すること
- ③ ジュニアの強化に関すること
- ④ 強化選手の選考に関すること
- ⑤ 競技記録の作成及び保管に関すること
- ⑥ 所管備品の管理に関すること
- ⑦ その他競技スキーに関すること

(3) 教育本部

- ① 基礎スキーの普及に関する事
- ② 基礎スキー大会に関する事
- ③ 基礎スキー指導員の育成および強化に関する事
- ④ スキー学校の運営に関する事
- ⑤ スキー教師の任命および派遣に関する事
- ⑥ 各種検定会に関する事
- ⑦ 研修会および講習会に関する事
- ⑧ 所管備品の管理に関する事
- ⑨ その他基礎スキーに関する事

(4) 安全対策本部

- ① スキー傷害防止に関する事
- ② 公認、パトロールの育成および強化に関する事
- ③ 公認、パトロール受検者講習会およびスキー傷害救急法講習会に関する事
- ④ 所管備品の管理に関する事
- ⑤ その他スキーの安全に関する事

(規程の改廃)

第 11 条 本規程の変更、廃止は、理事会の議決による。

附 則

この規程は昭和 57 年 10 月 23 日から実施する。
平成 20 年 10 月 18 日一部改正
令和 2 年 10 月 2 日一部改正

石川県スキー連盟表彰規程

第1条 この規程は、石川県スキー連盟(以下連盟という)の向上、発展のために尽力し、その成果が顕著である者を表彰することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、選考委員会(以下委員会という)を設ける。

第3条 委員会は、本連盟の理事長、副理事長、各本部長をもって構成する。

第4条 委員会は、各本部より推薦を受けた者について審議し、選考する。

第5条 委員会において選考された者については、会長が決定する。

第6条 表彰の対象として選考される者は、次のいずれかの項に該当する者とする。

(1) 「功労賞」は次の者を対象とする。

本連盟の向上、発展のため尽力し、特に著しい功績のあった者

- ① 本連盟の役員として10年以上在籍し、その任を離れた者
- ② 前項以外で、委員会が特に功績があると認めた者

(2) 「優秀賞」は次の者を対象とする。

① 以下の各大会で表彰基準を満たした者

大会名	表彰基準
国民体育大会スキー競技会	各種目8位以内
全日本スキー選手権大会	各種目10位以内
全国高等学校スキー大会	各種目10位以内
全国中学校スキー大会	各種目10位以内
全日本学生スキー選手権大会 一部	各種目10位以内
全国高等学校選抜スキー大会	各種目6位以内
全日本フリースタイル選手権大会	各種目6位以内
全日本スノーボード選手権大会	各種目6位以内
全日本マスターズ選手権大会	各種目3位以内
全日本強化指定選手	指定者
全日本スキー技術選手権大会	総合成績10位以内
全日本スノーボード技術選手権大会	総合成績10位以内
全日本デモンストレーター	認定者
公認スキー学校全国大会	団体3位以内
スキーパトロール技術競技大会	各種目3位 団体3位以内
全日本ジュニアスキー選手権大会	各種目10位以内
JOCジュニアオリンピックカップ	各種目10位以内

② 前項以外で、それに準ずる大会において成績を上げ委員会が認めた者

第7条 委員会は、石川県体育協会、東海北陸ブロック、新聞社等の本連盟以外の表彰推薦についても選考する。

第8条 本規程の変更、廃止は理事会の議決による。

附 則

この規程は平成14年5月25日より施行する。

平成15年10月18日 一部改正

平成20年10月18日 一部改正

平成23年5月28日 一部改正

平成24年6月2日 一部改正

令和2年10月2日 一部改正

石川県スキー連盟 コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県スキー連盟（以下「本連盟」という。）のコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関する組織及び運営について定める。

(審議事項及び調査)

第2条 委員会は、以下に掲げる事項について審議し、審議の結果を委員会の意見として理事会に答申する。

- (1) 対象者（懲戒処分規程第2条に定める者をいう。以下同じ。）による本連盟の規程違反の有無
- (2) 対象者に対する懲戒処分に関する事項
- (3) スポーツ仲裁に関する事項
- (4) その他本連盟のコンプライアンスに関する事項

2 委員会は、前項の審議及び答申をするために必要な調査を行うことができる。また、必要に応じて第三者に調査の全部又は一部を委託することができる。

3 本連盟の対象者が、全日本スキー連盟等の関係団体の関係規則に抵触する事案が生じた場合は、本委員会が調査し関係団体に報告等できるものとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長は理事長が、副委員長は副理事長の中から1名を委員長が選任する。

3 委員は、副理事長及び常任理事がつとめる。また、理事以外の有識者を1名以上選任し会長が委嘱する。

4 委員会の事務は総務本部会に置き事務局長は、総務本部長がつとめる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本連盟規約第33条の役員任期と同じとする。ただし、事案が任期をまたぐ場合はその事案が終了するまでとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を審議することができない。

3 委員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、参考人及び関係者を出席させ、その意見又は報告を聴取することができる。

(弁明の機会の付与)

第7条 委員会は、懲戒処分を決定する前に、対象者に対して弁明の機会を与えなければならない。

(議事録)

第8条 委員長は、委員会の議事につき議事録を作成する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の変更、廃止は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年10月2日から実施する。

石川県スキー連盟 懲戒処分規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県スキー連盟（以下「本連盟」という。）が担うスキーの正しい普及と、スキー競技の促進発展という重要な役割に鑑み、本連盟の事業執行の公正さに対する多くの方の疑惑や不信を招くような行為の防止及び暴力行為等の根絶を図り、本連盟に対する社会的な信頼を確保する事を目的とし懲戒の種類及び方法について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、次に定める者とする。

- (1) 本連盟規約第21条に規定する役員及び第34条に規定する名誉会長、顧問、アドバイザー、会賓および規約第62条に規定する専門部会員（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 本連盟規約第5条に規定する所属団体が登録する全日本スキー連盟（以下SAJ）SAJ会員、SAJ公認資格者、SAJ競技者、および本連盟（以下SAI）SAI競技者（以下「会員登録者等」という。）を対象とする。
- (3) その他前各号に準ずる者

(懲戒事由)

第3条 第2条に定める役員等及び会員登録者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、情状に応じて、懲戒処分を行う。

- (1) 本連盟の規約、規程等に違反した場合
- (2) 各種関係法令、他の団体の諸規則又は公序良俗に違反した場合
- (3) 故意又は過失で本連盟に損害を与えた場合
- (4) 本連盟、役員等若しくは会員登録者等の名誉を害し、又は信用を傷つける行為をした場合
- (5) 本連盟の秩序又は風紀を著しく乱す行為をした場合
- (6) その他前各号に準ずる事由がある場合

(懲戒処分の種類)

第4条 本連盟は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

(1) 役員等に対する処分の種類

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ①戒告 | 始末書の提出および口頭による厳重注意 |
| ②けん責 | 始末書の提出および文書による厳重注意 |
| ③降格 | 下位の役職に移行 |
| ④役員等就任資格の停止 | 一定期間、本連盟役員等への就任資格を停止。 |
| ⑤解任 | 本連盟役員等への就任資格を解任 |

(2) 会員登録者等に対する処分の種類

- | | |
|---------|--------------------|
| ①戒告 | 始末書の提出および口頭による厳重注意 |
| ②けん責 | 始末書の提出および文書による厳重注意 |
| ③事業参加停止 | 一定期間、本連盟主催事業の参加停止 |
| ④除名 | 会員登録者の除名 |

(懲戒処分の決定等)

第5条 役員等及び会員登録者等は、自らが第3条の懲戒事由に該当するとき、又は役員等若しくは会員登録者等が第3条の懲戒事由に該当することを知ったときは、直ちに本連盟に報告するものとする。

2 コンプライアンス委員会は、懲戒事由に該当する事実及び懲戒処分の種類について 公正かつ厳正に審議し、その結果を理事会に答申する。

3 理事会は、コンプライアンス委員会の審議結果等を踏まえて、対象者に対する懲戒 処分を決定する。

(処分の決定)

第6条 理事会は、コンプライアンス委員会及び調査等受任者の答申を審議し、処分決定を行う。決定に際して理事会は、コンプライアンス委員会及び調査等受任者の答申を尊重するものとする。

2 前項に基づき理事会で決定した処分は、処分する者に対し、以下の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- (1) 処分者の氏名
- (2) 処分の内容(処分を不相当とする場合はその旨)
- (3) 処分対象となる違反行為にかかる事実
- (4) 処分の手続きの経過
- (5) 処分の理由及び証拠の標目
- (6) 処分の年月日
- (7) 不服申し立て手続きの教示

(不服申し立て)

第7条 前条第2項の通知を受けた者は、その処分に不服のある場合、通知のあった日(郵送の場合は送達日)の翌日から起算して、90日以内に当法人に対し不服申し立てを行うことができる。

2 前項による不服申し立てがあったときは、コンプライアンス委員長は不服審査員を招集し、その申し立てを審査し、理事会に答申しなければならない。

3 前項の不服審査員の構成は、次の通りとする。

- (1) コンプライアンス委員長
- (2) 外部有識者を含め、コンプライアンス委員長が特に指名した者

4 コンプライアンス委員長は、不服申立者に対し、書面をもって不服審査会の開催に係る通知を行わなければならない。ただし、審査対象者が不服審査会における意見陳述を不要とする場合を除く。

5 不服審査会には、不服申立者のほか、親権者又は不服申立者が指名する者1名が出席して意見を述べることができる。

6 前項の出席者全員が、不服審査会に正当な理由なく欠席した場合は、不服審査会を開催しない。

第8条 理事会は、不服審査会の答申を審議し、決定を行う。決定に際して理事会は、不服審査会の答申を尊重するものとする。

2 前項に基づき理事会で決定した事項は、不服申立者に対し、以下の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- (1) 不服申立者の氏名
- (2) 決定の内容
- (3) 決定の年月日

(損害賠償)

第9条 役員等及び会員登録者等は、第3条の懲戒事由に該当する行為によって本連盟に損害を与えた場合は、懲戒処分とは別に、本連盟の請求に従い、その損害の全部又は一部を賠償しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の変更、廃止は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年10月2日から実施する。

石川県スキー連盟 代表選手等選考規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県スキー連盟（以下本連盟という）が各種全国大会に出場する選手等を選考するうえで公正かつ透明性の確保を図ることを目的とする。

(選考基準)

第2条 選考基準は、本連盟専門部会毎に定めその基準は次による。

1) 競技本部

(1) 国民体育大会冬季大会スキー競技会の選考基準について

- ①国体予選会で、国体出場枠数の上位となる順位の者は、成績により選出する。
- ②当該シーズンのナショナルチーム国内指定選手は参加出場権を有する。

(2) 全日本選手権大会の選考基準について

- ①SAJポイントで出場資格のある者。
- ②国体予選会で成績上位の者で、各競技部から推薦を受けた者。

(3) ジュニアオリンピック大会の選考基準について

[アルペン]

- ①白峰GS大会上位者より小学生・中学生の県枠出場権（GS競技）を与える。
- ②石川SL大会上位者より中学生の県枠出場権（SL競技）を与える。

[ノルディック]

- ①石川県中学校スキー大会、石川県高等学校スキー選手権大会で成績上位の者で、中体連、高体連から推薦を受けた者。

2) 教育本部

別途予選会大会要項において定める。

(選考委員会及び選考委員の構成)

第3条 選考委員会は各専門本部で開催し、その構成は、次による。

1) 競技本部

(1) 国民体育大会冬季大会スキー競技会の選考委員

本連盟会長、理事長、副理事長、競技本部長、競技副本部長、各競技部長、各競技強化委員長とし選考委員長は、理事長が務める。

(2) その他の大会の選考委員

競技本部強化部の競技別の部員とし、選考委員長は、強化部の各競技別の部長若しくはチーフコーチが務める。

2) 教育本部

別途予選会大会要項において定める。

(選考結果の承認および公表)

第4条 各選考委員会は、国民体育大会出場選考を除き選考結果について、理事長に報告し会長の承諾を得るものとする。

2 国民体育大会出場選手については、本連盟から（公益財団法人）石川県体育協会（以下県体協という）へ代表選手を推薦するもので、選考および公表は県体協が行う。

3 選考委員会は、選考結果を速やかに公表するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の変更、廃止は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年10月24日から実施する。